非正規労働者対策事業

「中小企業雇用安定化奨励金」及び「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の改革案について

1. 改革方針

「均衡待遇・正社員化推進奨励金(仮称)」として整理・統合する。

2. 助成メニューの整理・合理化

- ①「正社員転換制度」、「処遇制度」、「教育訓練制度」の助成メニューを統合。
- ②短時間労働者均衡待遇推進等助成金のうち「事業主団体向け助成金」を廃止。

③「教育訓練制度」については、支給要件を見直し。

改革効果

2奨励金10メニュー



1奨励金5メニュー

利用促進のための支給要件の緩和

延べ30人以上 → 延べ10人以上に実施(※)

1人当たり10時間 → 6時間 等

※中小企業の場合

仕分け後

3. 支給申請窓口の一本化

- •中小企業雇用安定化奨励金
 - → 都道府県労働局
- •短時間労働者均衡待遇推進等助成金
 - → (財)21世紀職業財団



均衡待遇·正社員化 推進奨励金

→ 都道府県労働局

改革効果

事業主の利便性の向上

支給事務費の効率化

削減見込額 ▲2.5億円

※平年度化したH24年度以降の見込額 をH22年度予算額と比較

4. 目標設定

助成金の効果を的確に把握できる目標設定を行う。

仕分け後

調査等を活用し、明確で分かりやすい

目標設定の検討

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について 非正規労働者対策事業 (「中小企業雇用安定化奨励金」及び「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
1. 助成金を整理・統合すると同時に、均衡処遇・ 教育訓練のための施策の利用度を上げること が必要。	・「教育訓練制度」は有期・短時間労働者にとって重要であることから、現行制度では支給要件を満たすことが困難である小規模事業所の奨励金活用を促進するため、中小企業に対する支給要件の緩和を検討。 (検討案)※中小企業の場合 延べ30人以上に実施→延べ10人以上に実施(※中小企業の場合) 1人当たり10時間 → 1人当たり6時間 等
	・「正社員転換制度」について、事業主の取組を促進するため、 短時間労働者についても10人目まで助成対象とすること及び 有期契約労働者についても助成対象を大企業へ拡充すること を検討。
	・「短時間正社員制度」について、 <u>母子家庭の母等の正規化を</u> 促進するため加算措置の創設を検討。
2. 同一労働・同一賃金について、法整備を含めてさらに 強力な施策をとらなければ奨励金も効果を十分に上げ ないのではないか。1700万人全体に対しての目標を 設定することが不可欠。	・新成長戦略に基づき、有期労働契約につき労働政策審議会において検討が行われる予定。 <u>同審議会における議論を踏まえ、奨励金の内容等についても更に検討を行う</u> 。
労働者と企業とも調整して、目標設定(人数・年限)を 明確にして計画が国民から見て分かりやすくする必要 がある。	・現在実施しているパートタイム労働法の施行状況調査の結果 等を踏まえ、適切な目標設定や効果的な奨励金制度について 検討を行う。
整理・統合は理解できる。企業側とのコミュニケーショ ンを図り、推進して欲しい。	・労働政策審議会や雇用保険二事業懇談会等における労使からの御指摘、御意見等を踏まえ、制度を推進する。

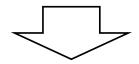
「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」の改革案について

「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」

- 労働者派遣法改正法案で登録型派遣及び製造業務派遣の原則禁止を盛り込んでいる。
- ・登録型派遣及び製造業務派遣の原則禁止の対象者は約18万人。施行は法律公布後3年以内。
- ・法律公布後3年以内に派遣先への直接雇用を図り失業させないことが必要。

[具体策]

労働者派遣法改正により3年間、派遣就業ができなくなる、 約18万人を奨励金の活用により直接雇用への移行を図る。



- 平成24年3月までの時限措置について期間の延長を検討
- <u>派遣就業できなくなる約18万人の派遣労働者が直接雇用のパート・</u>
 <u>アルバイトに転換するだけにならないよう、その状況や奨励金の支給</u>
 見込みを把握する。(法案成立後、平成23年4月に実施) **(生分)**
- 派遣就業できなくなる派遣労働者の状況及び奨励金の支給見込み等を 踏まえ、就業条件の改善につながっていない場合は、無期雇用におけ 支給額及び奨励金対象者の見直しを図る。

<u>(平成23年度内に状況を分析し、平成24年度に実施)</u>

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について (非正規労働者対策事業(派遣労働者雇用安定化特別奨励金))

主な指摘事項

- ・法の改正時の混乱の回避に最大限の努力を要する。
- •18万人が派遣から直接雇用のパート・ アルバイトに転換するだけにならないよ うな取り組みが重要と考える。

改革案の更なる見直し内容

- 派遣就業できなくなる約18万人の派 遣労働者が直接雇用のパート・アル バイトに転換するだけにならないよう、 その状況や奨励金の支給見込みを 把握する。(法案成立後、平成23年 4月に実施)
- 派遣就業できなくなる派遣労働者の 状況及び奨励金の支給見込み等を 踏まえ、就業条件の改善につながっ ていない場合は、無期雇用における 支給額及び奨励金対象者の見直し を図る。

(平成23年度内に状況を分析し、 平成24年度に実施)